

東京都児童福祉審議会 第2回専門部会
(家庭的養護の推進)
議事録

1 日時 平成27年9月8日(火) 19時00分～21時08分

2 場所 第一本庁舎 42階北側 特別会議室B

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 養育家庭の開拓と資質の向上について

(2) 養育家庭等への委託推進に向けた体制強化について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、青葉委員、磯谷委員、都留委員、松原委員、宮島委員、武藤委員、横堀委員、
渡邊委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2-1 第1回専門部会における論点整理等

資料2-2 施設・里親の在籍(委託)児童における障害等の状況

資料2-3 養子縁組里親新規委託件数と特別養子縁組成立件数等

資料2-4 養育家庭解除児童の居場所

資料2-5 一時保護委託 養育家庭等委託割合

資料3-1 養育家庭の新規開拓の取組

資料3-2 区市町村における施設実施型以外の宿泊を伴う預かりサービスの
実施状況について

資料3-3 養育家庭の資質向上の取組

資料4-1 グループホーム・ファミリーホームの設置促進について

資料4-2 平成26年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

資料4-3 平成26年度 都道府県別児童心理司の管轄人口

資料4-4 児童相談所における児童相談(被虐待)への対応フロー

資料5 専門部会(家庭的養護の推進)開催スケジュール

その他 参考資料

開 会

午後7時00分

○中澤育成支援課長 それでは、定刻の時間になりましたので、ただいまから東京都児童福祉審議会第2回専門部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中御出席いただきましてどうもありがとうございます。

初めに委員の出欠状況ですけれども、駒村委員と山本委員から本日所用により御欠席という御連絡をいただいております。

また、磯谷委員が若干おくれて到着されるという御連絡をいただいておりますが、その他の委員の皆様は既に御出席いただきまして、定足数に達していることを御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので御確認をお願いいたします。

会議次第の次からになります。

資料1、委員名簿と事務局の名簿になります。

資料2-1、「第一回専門部会における論点整理等」。

資料2-2、「施設・里親の在籍（委託）児童における障害等の状況」。

資料2-3、「養子縁組里親新規委託件数と特別養子縁組成立件数等」。

資料2-4、「養育家庭解除児童の居場所」。

資料2-5、「一時保護委託 養育家庭等委託割合」。

資料3-1、「養育家庭の新規開拓の取組」。

資料3-2、「区市町村における施設実施型以外の宿泊を伴う預かりサービスの実施状況について」。

資料3-3、「養育家庭の資質向上の取組」。

資料4-1、「グループホーム・ファミリーホームの設置促進について」。

資料4-2、「平成26年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口」。

資料4-3、「平成26年度 都道府県別児童心理司の管轄人口」。

資料4-4、「児童相談所における児童相談（非虐待）への対応フロー」。

資料5、「専門部会（家庭的養護の推進）開催スケジュール」。

あとは、お手元に参考資料としてクリアファイルに入っているものを置かせていただいております。

参考資料につきましては、毎回事務局で机の上に御用意いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

なお、本日は渡邊委員から御提供いただいた資料、「よりよい家庭養護の実現をめざして」という冊子を机の上に配付させていただいております。

また、前回の専門部会の資料の中で一部、修正箇所がございましたので差し替え資料を御用意させていただいております。第1回資料2-2というのが渡邊委員の冊子の前に添付されているかと思いますが、そちらをごらんいただきたいと思います。東京都の児童養護施設の現状ということでお示ししているものですが、こちらの2番の入所児童の状況のところです

が、平成18年の人数と平成26年の人数を比べた棒グラフのうち、平成18年度の数値につきまして一部の施設が含まれておりませんでした。ですので、今回加えて修正した資料がこちらとなります。今後、ホームページに資料等の公開をさせていただきますが、資料2-2につきましてはこちらの差しかえ版で公開をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、審議に入ります前に事務局職員の追加を御紹介させていただきます。児童相談所の実態や実務について話をする観点から、児童相談所の職員を追加させていただきました。

品川児童相談所所長の鈴木でございます。

○鈴木品川児童相談所長 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○中澤育成支援課長 江東児童相談所所長の奥田でございます。

○奥田江東児童相談所長 奥田でございます。よろしくお願いいたします。

○中澤育成支援課長 どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は公開になっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行を柏女部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柏女部会長 皆様、改めましてこんばんは。前回の開催からまだ日も浅い状況の中で、また夜の時間、台風の近づいている夜の時間にお集まりいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

きょうは、議事が大きく2つです。緊急提言を取りまとめる関係から、緊急に議論をすべき事項について事務局から2点挙がっております。1つ目が「養育家庭の開拓と資質の向上について」、2つ目が「養育家庭等への委託推進に向けた体制強化について」ということでテーマを挙げていただいております。

また、きょうは渡邊委員から、先ほど事務局からお話がありましたように資料が提供されております。資料につきましては、議事で御意見をいただく中で御説明をいただければと思っております。

前回は、東京都における家庭的養護の現状など、あわせて児童相談所の現状等を事務局から説明いただきまして、委員の皆様からさまざまな御意見を頂戴することができました。前回の議論を踏まえて、事務局のほうで時間がない中で不十分なものであるかとは思いますが、論点整理を行っていただいておりますので、まずそれを説明していただいた上できょうの議事に入っていきたいと思っております。

前回の議事、議論の振り返りを含めて資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中澤育成支援課長 それでは、私から論点整理等の資料を御説明させていただきます。

また、前回の会議で幾つか追加資料や確認すべき事項の御意見もいただいておりますので、今回準備が間に合った資料につきましてあわせて御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料2-1をごらんいただきたいと思います。

こちらが前回、第1回の専門部会におきまして各委員から出された主な御意見を整理したものでございます。区分としまして、大きく「論点」「資料・意見聴取等確認事項」「その他の意見など」の3つに分けております。

まず、一番上の「論点」ですが、第1に「概念整理」に関するものとしまして、家庭養護と家庭的養護とは分けておらず、この概念整理をしたいという御意見をいただきました。

第2に、登録家庭数の拡大に関するものとしまして、単身者の里親を認める余地はあるのではないかと里親の認定要件についての御意見をいただきました。

第3に「委託の促進」としまして、乳児の委託について愛着形成による交流の苦労を軽減してほしいという御意見をいただきました。

第4に「支援の充実」に関するものとしまして、関係機関の役割分担と連携に関して御意見をそこにあるとおり幾つかいただいております。

これらの論点につきましては、この部会で審議回数が限られている中ではありますが、今後予定しております審議内容の中に可能な限り盛り込んでいきたいと考えております。

次に、「資料・意見聴取等確認事項」のところですが、全部で9点の御意見をそこにまとめてございます。これらにつきましては、今後有識者のヒアリング等もございましてその際の参考にさせていただくとともに、当日ヒアリング等が困難な場合にも事前に関係者の御意見をいただくなどしまして、可能な限り当事者の意見が委員の皆様に伝わるような方向で対応させていただきたいと考えております。

また、追加資料につきましては、今回御用意できたものはこの後、御説明させていただきます。

その下は、「その他の意見など」としまして、主な御意見を載せております。これらの御意見につきましても参考にさせていただきながら、今後の審議、専門部会を進めさせていただきたいと考えております。

それでは、追加資料としまして、こちらの「資料・意見聴取等確認事項」のNO. 10から13の4つに関する資料を用意いたしましたので、次からごらんいただきたいと思います。

資料2-2をごらんください。こちらは、前回、里親に委託している児童で個別的なケアが必要な児童数がわかるかという御質問がございまして、それに対応する形で用意したものです。前回、施設入所児童の状況としてお示した分類とは異なりますが、施設入所児童と里親委託児童の状況を比較できるデータをしてはこちらのデータということになりますので、こちらでごらんいただきたいと思います。

これは、児童の障害や疾患、それから被虐待の状況をそれぞれ乳児院、児童養護施設、里親とまとめたものになります。里親に委託されている児童と比べまして、乳児院、児童養護施設入所児童が全体的に障害ですとか疾患を持つ児童の割合、それから被虐待と判断されている児童の割合がやや高い傾向が見られるかと思っております。

続きまして、資料2-3をごらんいただきたいと思います。こちらは、養子縁組里親に関する統計について前回事務局で説明不足の点がございましたので、今回、直近10年間の養子縁組里親新規委託件数、特別養子縁組成立件数、特別養子縁組成立以外の解除件数ということでデータをまとめてみました。特別養子縁組成立以外の解除も若干ではありますが、ある状況になっております。平成26年度の縁組成立以外の解除は2件ございましたが、この2件につきましては1件は乳児院、1件は一時保護の後に児童養護施設へ行っている状況になっております。

続きまして、資料2-4をごらんいただきたいと思います。こちらは前回、養育家庭委託解除の内容を知りたいという御要望があったため、御用意した資料です。平成26年度に解除と

なりました児童58名の解除後の居場所という視点で分類を試みました。解除後の居場所につきましても、お示したようにさまざまではありますが、実親や親族の家へ引き取られた児童が13名、解除後も同じ里親宅で生活している児童が12名、児童養護施設への措置変更が14名と、この3つで全体の約3分の2を占めている状況です。

また、ほかの児童養護施設ですとか里親への措置変更等という視点で見ますと、全体で計20名、約3分の1の児童という状況になっております。

○木村家庭支援課長 資料2-5について、私から説明します。

前回の委員会で一時保護委託の推移、あとはその中で養育家庭にどの程度委託しているのかという御質問がありました。過去3年間、その数値を拾ったものでございます。

合計のところを見ていただきますと、全体に対する養育家庭に委託した構成率、24年は18.3%だったものが、26年度には19.6%に増えているという状況でございます。年齢数ごとにも比較してございまして、ゼロ歳から5歳のところが大きく増えているという状況になってございます。説明は以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

今、事務局から論点整理等についての説明がございました。1回目の資料に加えて、今回事務局から説明のあった資料の内容を踏まえて今後の議論を進めていきたいと思っております。

また、今後、議事を進める中で新たな論点や確認事項も出てくると思いますが、新たな事項については議事を進めながら柔軟に対応していければと考えております。

この中で今、事務局の説明資料で御意見等がございましたら伺いをしたいと思っております。時間配分としては、1と2の議題がありますので、この件については10分か15分ぐらいの時間を充てさせていただければ、19時半ぐらいまでということで新たな論点等がございましたらぜひお願いしたいと思います。

では、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 資料2-2でございすけれども、④の被虐待児の状況について質問をさせていただきたいのですが、「入所後に被虐待と判断」というのはどのような形で判断されたのでしょうか。どのようなというか、誰が判断したのかということも含めてなのではございます。

○中澤育成支援課長 入所後の判断につきましては、各施設の判断でございます。

○渡邊委員 ということは、施設では心理職、あるいは専門的なケアのスキルを持っているケアワーカーたちによる判断だというふうに私は勝手に推測をしますが、養育里親さんがこれを委託後に判断するというのはもしかしたら難しいのかなと。

○中澤育成支援課長 施設については施設が判断しておりますけれども、里親に委託した児童につきましても各児童相談所が判断をしているという形になっております。

○渡邊委員 そうすると、日々の養育の中で、この行動は過去に虐待経験が疑われるなどと思われるような子供の行動を日々見ている、養育里親さんがもしかしたら潜在的に気づいていない可能性もあるのではと、ふと思ったりしたわけです。

児童相談所のケースワーカーの皆さんが日々のアセスメントの中でゼロという数字を出したということも当然あり得ると思ったんですけども、ゼロという数字が少し興味深かったので確認をさせていただきました。ありがとうございます。

○柏女部会長 では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 関連して資料2-2でお聞きしたいと思います。もしわかったらというので。事前

に送っていただいていたので自分で確かめればよかったです、被虐待の割合とか、障害を持っているお子さんの割合が里親さんの場合、もっと全国の割合は高かったんじゃないかなという記憶があります。今日の資料では、入所のとくと入所後、例えば虐待を受けたというのが1割に満たないわけですが…。

障害を持っているというお子さんの比率も都の数字に比べて非常に高かったように…おぼろげな記憶ではありますが…。もし今、全国の比率と東京の比率が同じなのか、ちょっと違うのか、わかったら聞かせていただきたいと思います。

○中澤育成支援課長 こちらの資料につきましては、厚労省で社会的養護の現況に関する調査というのを毎年やっていて、それで出している東京都の分をここでまとめさせていただいておまして、全国数字は公表されているのですが、今のことは全国数字とこちらの東京都の数字を比べてというお話ですね。

すみません。こちらの全国数字自体が公表はされていないということで比較ができません。

○宮島委員 内訳の細かいところまでは全国は出ていなかったと思うんですけども、被虐待か、そうでないかという全体の数字はたしか公表されていたように記憶するのですが、私の記憶違いでしょうか。

○中澤育成支援課長 すみません。少し確認させていただいて、次回以降、こちらから御説明させていただきます。

○柏女部会長 ほかにはいかがでしょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 まず1点、資料2-1の論点整理のところでも18番に「里子の代表者の意見を聞きたい」ということで、これは私が前回出したんですけども、視点としては里子の権利擁護というんでしょうか、権利保障というか、養育保障とっていいのかわかりませんが、やはりそこが十分保障できているのかどうかということ視点として持っていく。この前もどなたかからそういうような御意見も出されていましたが、そういう意味で出したということとで少し説明をしたいと思って発言をさせていただきました。

それからもう1点は、資料2-4の「養育家庭解除児童の居場所」というところで、解除後、子供がどこに行ったかということでもいただきました。これも質問させていただいたところで、こういうデータが出たということで、とても興味深く見させていただきました。とりわけ、児童養護施設等、施設に入っている子供たちは今、自立支援コーディネーターだとか、里親支援専門相談員だとかを含めて、その後のアフターケアというか、そういうところに割と東京は力が入って、以前からすると十分充実してきているんですけども、養育家庭の措置解除後の状況、アフターケアというか、そういう部分をどこがどう把握をして長期的な子供たちの養育の質の担保をするのかどうかということについて、どなたに質問していいかわからないんですけども、現実的には児童相談所がやるということになるかもしれないのですが、とてもここは重要な視点なので、アフターケアをどこがどこまでやるのかということについて、もしわかれば教えていただきたいと思っていますところでもあります。

それから、資料2-5の「一時保護委託」のところですね。ここのところについても一時保護委託上で、とりわけ施設は今後一時保護委託を積極的に受けていかなければいけないんじゃないかというような問題意識ではいるんですけども、養育家庭、里親さんのところでの一時保護委託での困難性だとか課題というんでしょうか、そこがもし出ているようであれば出して

ただいて、それに対する対応も今後必要なんじゃないかと思ったものですから意見ということ
で言わせていただきました。以上です。

- 柏女部会長 ありがとうございます。幾つか資料としても用意できるものがあればということ
もあるかと思えますし、また、「論点」に「その他の意見など」、今のお話ですと「資料・意見
聴取等確認事項」の「里子の代表者の意見を聞きたい」というところについても、新たな論点
の中に入れ込んでいくということも考えていいのではないかとも思って聞きました。

つまり、委託されている子供の権利保障というものをどう考えていったらいいのか。これは、
特にファミリーホームや、あるいは里親では第三者評価がないわけですけれども、それらも含
めてどのような子供たちの権利保障というものがどうなされているかを確認するシステムを考
えていくべきなのか。これは論点の中にも入るかと思っておりますので、新たな論点というこ
とで入れていただくといいかと思えます。ありがとうございました。

では、横堀委員お願いします。

- 横堀委員 小さな点を1点と、それから質問を含む意見を1点申し上げたいと思います。

資料2-1の論点整理の下から2番目、22番のところに誤字がありました。誤解されると
いけませんので、「支援を担当する関係期間」は「関係機関」と直していただきたいのが1点目
です。

2点目は資料2-5に関してです。先ほど武藤委員から養育家庭と一時保護委託の割合に関
して御意見がありましたけれども、この資料も前回の私からの質問にお答えいただいたデータ
です。ありがとうございました。この資料から一時保護委託の全体の数、割合など、養育家庭
等への一時保護委託が増加傾向にあることは伺えます。今日はそれらの実際を知る児童相談所
の関係の方もおいでくださっておりますが、一時保護委託といいましてもやはりいろいろな状
況があるだろうと想像しながらこれを拝見しました。

養育家庭の関係者から直接お話しをうかがっておりますと、現実的には数日という実質緊急
対応での一時保護委託から時には数カ月に及ぶ形、複数以上の養育家庭を用いて子どもが一時
保護でつながる場合などがあるようです。児童相談所の一時保護所がキャパシティを超えて
いる状況も背後にとらえながら、現実的に行なわれている一時保護委託での養育家庭の活用の
現状や養育への支援のあり方も丁寧に見ていく必要があるのだろうと思っております。

一時保護委託では、家庭である里親さんの生活を子供のために柔軟に活かしていただくとい
う観点がありましても、一時保護委託期間中はおそらく里親支援機関事業その他の支援は家庭
訪問を含めてほばないだろうと思えますし、当然、支援計画も届けることが義務づけではない
わけです。ですので、なかなかのキャリアのある、つまり養育の経験のある養育家庭の場合に
はかなり頼もしく引き受けてくれる姿が想像できますが、予想外に負担がかかることや、結果
一時保護委託が短期で終われない場合、委託に結びつく場合もあると想定されます。それから
子供の養育経験がない里親さんの場合、いろいろな年齢層にわたっての急な依頼に戸惑ったり、
必要な物がなかったり、特に年齢が高い子供の委託も多いことから困難もあるだろうと考
えます。それらをめぐって、データではなくても結構ですが、課題を把握していらっしゃる方が
いましたらお聞かせいただきたいと思えます。以上です。

- 柏女部会長 ありがとうございます。これも、大事な論点にもなってくるかと思えます。養育
家庭の活用策ということになるわけで、委託一時保護以外のものも含めて、委託に至るための
事前の段階として委託一時保護や、あるいはそれ以外の方法なども含めてないだろうかという

ことになるかと思えます。こうした資料の分析なども含めて考えていければと思います。ありがとうございます。

では、青葉委員、それから宮島委員お願いします。

- 青葉委員 資料2-4ですが、先ほど武藤委員がアフターケアという視点で解除児童のその後というふうなイメージでおっしゃっていました。それにあわせて、私の場合は不調の子供をこの中でどういうふうに見るかということだと思えます。

それで、児童養護施設の児童数が14とあるところで、予定した期間を満了したというのが6ですので、差し引き8がいわゆる俗に言う不調の子供かと思うのですが、この辺の不調ケースの実態把握を今どのような形でなさっているのか関心のあるところです。

あとは、不調ケースの検証を私としてはやっていただきたいと思うのです。今後どんな形でこの不調ケースを我々の処遇、生活に生かしていくかということで、その反映のさせ方でぜひ我々も協力したいと思えます。

- 柏女部会長 ありがとうございます。これも大切な論点になるかと思えます。里親不調への対応、実態把握検証を行うべきではないかという御意見です。ありがとうございます。

宮島委員、お願いします。

- 宮島委員 半分は、今の青葉委員と同じことになります。前回お聞きして、この資料を用意していただいてありがたいと思えます。これは公開の会議でありますし、里親さんと里子さんのことで数も少ないので、具体的に書けば場合によっては、個人が特定されるなど、その1人の子どもに大きな不利益を与えかねないことになると思えますので、ここでは、これ以上の資料を提出することは難しいだろうと思えます。

そういう中で、まずこれを出していただいたことはありがたいと思えますが、別な形でやはり不調というものをきちんと検討する必要があるだろうと思えます。前回も言いましたが、非常に子供さんにとっても傷つくし、里親さんにとっても傷つくので、やはりそれは丁寧に見ていく必要がある。現在、私が知っているだけでも、山口県で里子解除について訴訟が起こって、里親さんが全面敗訴でしたけれども、控訴されていますし、関東でも1件訴訟があるということをお聞きしています。やはり、課題があって問題があったら、きちんとそれを整理して説明もしなければならぬし、あとのケアもしなければならぬ。やはり、不調については丁寧にぜひ検証する機会を持っていただきたいと要望します。

あともう1点、すみません。同じ資料の中で、同じ里親さんのもとで生活している子供が12人。自立生活は8人と書かれています。これは、18歳を超えても、里親さんのお宅で生活し続ける子供のほうが、自立して里親のもとを離れる子供より多いと読んでいいのかどうか教えてください。

もしそうだとすれば、やはりそれは子供さんにとっての実家機能としてはプラスの面もありますが、一方で、ずっと委託解除後も抱え続けなければならないという里親さんの御負担でもある。そういうことになるのでは負担が重すぎて、とても社会的養護を担えないよというようなことにもなると思えます。ですから、これについてもぜひ丁寧に分析をするとともに、場合によっては大学卒業とか就職して生活が安定するぐらいまでの間、家賃補助等をお子さんにしていくことなども将来的には検討する必要があると思えますので、その辺も論点の中に含めていただきたいと要望します。

- 柏女部会長 ありがとうございます。先ほど武藤委員が御意見で言われたことと宮島委員の言

われたこともあわせて、里親委託後の解除後のアフターケアをどういう形で進めていくのかという点は大事な論点になるかと思えます。ありがとうございます。ほかは、いかがですか。

都留委員、お願いします。

- 都留委員 委託の促進、2-1のところになるんですけども、前回の会議の後からいろいろ考えたのですが、乳児を委託していく上で例えば6カ月ぐらい面会がなければ委託に進めていくんだとか、そういった子供の側、出していく側がどんな感じになれば子供を出せるのかとか、出していくべきなのかとか、そういうことはきょうの会議の中で非常に大事なところになると思えますので、ぜひそのところを話し合っただけであればと思います。

- 柏女部会長 ありがとうございます。乳児委託促進策の検討のところ、さらにもう少し議論を加えたいということですね。ほかはよろしいですか。

では、すみませんが、私から時間の関係もあるので簡単に申し上げて、あとはそれぞれの課題の中で申し上げたいと思えますけれども、2点あります。

1つは、NO. 2の「制度普及と登録家庭数拡大」のところですけども、単身者ということとはここに書いてありますが、共働き家庭の里親委託というものをもっと進めていく方策を検討すべきだと思っています。

その中に、今、話題になったりしております養育家庭が育児休業を取得できるようにしていく。あるいは、そのときの費用をどうするかといったようなことも含めて、所得保障をどうするかといったことも含めて、共働き家庭の委託促進ということも論点の中に加えていく必要があるのではないかと思います。

もう1つは、3番の「委託の促進」策のところ、ここの中の内容として「乳児委託促進策の検討」ということが挙がっておりますけれども、促進策というか、促進のためのシステム全体の検討が必要になるだろうと思っています。この論点が一番大事なこの専門委員会の論点でもあるかと思えますので、しっかりと押さえておきたいと思えます。個々具体的な中身については、その場で個人的には委員の立場で申し上げたいと思えます。よろしいでしょうか。

では、磯谷委員お願いします。

- 磯谷委員 今の共働きの話なんですけれども、もちろん里親認定部会でも共働きだからだめだとか、そういうふうなことは考えてはいないのですが、しかし、特に幼いお子さんが家庭に入って、そもそもがいろいろな課題を抱えたお子さんであるとすると、やはり最初は相当濃密なかかわりが必要なのではないかと考えています。そうすると、共働きの御家庭の場合にどういうふうな時間をたっぷりとお子さんに向き合っていく、最初のある意味、関門を突破してもらおうのかというところは常に気になる場所なんです。

ですから、そういうふうな視点からすると、共働きだからだめということではないのだけれども、やはり相当その環境が整備されないと、つまりそのあたりが保障されないままで共働きもどんどんウエルカムだという話が出てくると、いろいろと懸念する点はやはり出てくるのではないかと思います。

- 柏女部会長 ぜひ、その点も含めて議論ができるといいかと思えます。つまり、養育家庭で委託されて半年は休みが取れるとか、つまり職務専念義務免除のような形で職免ができるというようなことも含めてそうした仕組みをつくることはできないだろうか。

それが具体的にできれば国に提案要望したり、あるいは東京都でそれができるとすれば、まずは都の職員でそれができるとも思えますし、それから企業の方に御協力をいただくとい

うようなやり方もあると思うので、そうしたことも含めて論点として提示をしておきたいということですが、ほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、幾つか新しい論点が出てきましたし、また議事を進める中で新たな論点確認事項も出てくるかと思っておりますので、それは随時追加をしていければと思います。全部この専門委員会で議論ができるというふうに考えてはおりませんが、こうした視点がぜひ必要なのだとすることを提示しておきたいと思っております。

次の専門委員会に託す、あるいは企業の方々も入っております、子ども・子育て会議でそれを引き継いでそこで議論がなされるということもあり得ますので、そういう意味ではさまざまな論点を出しておきたいと思っております。

ありがとうございます。それでは、議事の(1)に移りたいと思っております。「養育家庭の開拓と資質の向上について」という議事に入りたいと思っております。事務局で、議事に関する現在の取組状況、課題について資料をまとめておりますので、まずそちらについての説明をいただいた上で議論していきたいと思っております。では、よろしく申し上げます。

○中澤育成支援課長 それでは、私から資料3-1から3-3まで続けて御説明をさせていただきますと思っております。

まず、資料3-1をごらんいただきたいと思っております。「養育家庭の新規開拓の取組」についてです。現在の養育家庭の新規委託の取組ですが、その広報体系図にあらわしておりますが、ここにあるとおりです。今の中心となっている取組は、毎年10月、11月の里親月間を中心としまして、各児童相談所が区市町村と共催で実施しております養育家庭体験発表会になります。養育家庭制度の説明とともに、養育家庭の方において委託児童の養育体験をお話ししていただいております。

また、都民一般向けの広報としてはポスターの掲示やパンフレット等の配布などによって制度の周知を図るといふことと、それから里親月間に合わせて都の広報に記事を掲載しまして、それで制度の紹介と体験発表会のPRを行っております。

関係機関との連携を見ますと、区市町村の区報等の広報媒体を活用した制度の周知ですとか、あるいは里親支援機関、それから施設においては現在担っていただいている役割の中でそれぞれ取組を行っていただいている状況です。

養育家庭体験発表会の後に、毎年2月には「もっと知りたい！養育家庭」というタイトルで、実際に興味を持っていただいた方により深く養育家庭のことを知っていただくという取組を行っております。実施に当たっては、10月、11月を中心とした養育家庭体験発表会に参加していただいた方にPRをしまして、それで関心を持っていただいた方に参加していただけるようにしております。この体験発表会は平成14年から開始しておりますが、これまでの継続した取り組みの中で実施していただいている区市町村も、また参加者数も増加してきているところです。その真ん中にグラフがございますが、参加者の内訳を見ますと、一般都民の参加者が大きく増加している状況が見えていただけるかと思っております。

前回の資料でもお示しましたが、養育家庭の登録の家庭数は徐々に増加はしております。ですから、普及啓発の中心として実施している養育家庭体験発表会については、養育家庭の新規の開拓に一定の効果があるというふうに考えております。

しかし、今後、養育家庭の登録数をさらに増やしていく必要がございますし、そのためには、より効果的な普及啓発を行っていかねばならないと考えています。本日は、このことにつ

いてぜひ御検討をお願いしたいと思います。

一番下に、「現状・課題」を簡単に載せてございます。養育家庭体験発表会につきましては一定の効果は挙げておりますけれども、実施に至るまでの事務量が多いという現状にあります。それから、さまざまな機関が普及啓発に取り組んでおりますけれども、連携した取組ですとか、あるいは戦略的な手法という側面は不足しているという状況でございます。

その右に、「検討事項」として3点挙げさせていただいております。1点目は養育家庭体験発表会の実施方法について、2点目は各機関が連携した普及啓発活動の展開方法について、3点目は社会的養護に理解のある層にターゲットを絞った普及啓発方法についてということで、現状と課題を踏まえまして、今後養育家庭の登録数をさらに増やしていくためには、具体的にどういった取組が効果的であるとか、そのあたりについてぜひ御意見をいただけるとありがたいと思っております。

検討事項の3点目にございました社会的養護に理解のある層の具体例として、区市町村において施設実施型以外の宿泊を伴う預かりサービスがどの程度実施されているか、まとめてお示ししたものが次の資料となります。資料3-2になりますので、ごらんいただきたいと思ます。

まず1番目、ショートステイ事業ですが、協力家庭において子育て短期支援事業を実施しているのは全体で8つの自治体です。

2点目としましてファミリーサポート・センター事業ですが、病児・緊急対応強化事業実施自治体のうち、「宿泊を伴う子供の預かり」の実績があると回答している自治体は1自治体となっております。

そのほか、区市町村の単独施策として取り組んでいるものがあるとしているのは2つの自治体で、いずれも訪問型一時保育事業として実施しているという状況でございます。

次に、資料3-3をごらんいただきたいと思ます。こちらが、「養育家庭の資質向上の取組」についてです。現在、養育家庭の資質向上の取組の中心となっておりますのは里親研修です。こちらは、主に東京養育家庭の会に委託をして実施をしているところです。現在、実施しております研修の全体像ですが、左側の体系図にお示ししているとおりです。認定前研修、登録後研修、更新時研修につきましては必修となっております。その他、乳児委託研修、専門養育家庭研修、課題別研修というのがございますけれども、こちらは任意となっております。

里親研修以外の資質向上に関する取組としましては、里親支援機関や、里親支援専門相談員等、施設においても養育家庭の資質向上に関する取組を行っております。現在、里親支援機関としては3事業者に児相の里親にかかる業務の一部を委託しまして、都内の全児相に里親委託等推進員を配置しております。養育体験の実施や、里親による相互交流を行っていただいております。

施設の里親支援専門相談員は、現在乳児院は全施設、児童養護施設は22施設に配置して、児童相談所ごとに担当地域を分けております。アフターケアを始めとしまして、そこに記載されているような取組を実施しております。今後、委託を促進していくためには、養育家庭の資質の向上に向けた取組を強化していくことが必要ですが、本日は特に新規登録家庭ですとか未委託家庭、それから経験の浅い養育家庭の養育力の向上のためにどういった取組が必要かということについて御検討いただきたいと思ます。

現状と課題をお示ししておりますが、1点目は里親研修についてです。研修科目は体系化さ

れてはおりますけれども、養育力の向上につながると思われる課題別研修の受講率がそちらにありますとおり低調な現状にあります。課題別研修の受講をしない場合には、認定登録3年目以降、研修の受講の機会としては必修研修である2年に1回の更新時研修だけという状況になっております。

2点目は、経験の浅い養育家庭さんはやはり体調管理が難しい乳幼児ですとか、情緒的な問題を抱える児童等への養育のノウハウ等が不足している状況があって、なかなか児童の委託に結びつかない状況があります。

検討事項としまして、3点挙げております。1点目は養育家庭が積極的にスキルアップに取り組み、自ら学びを深めることを促す方法について、2点目は新規登録家庭や未委託家庭の養育力を強化するための実践的・効果的な支援方法について、3点目はケアワークの専門機関という施設の特性を生かした効果的な支援方法についてです。

現在の取組内容や課題等を踏まえまして、今後具体的にもっとこういう取組をしたら養育家庭の養育力の向上につながるのではないかというあたりの御意見をいただけるとありがたいと考えております。よろしく願いいたします。資料の説明は、以上となります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、今は45分ですので40分間ほど御意見を頂戴できればと思います。かなり大きなテーマでもありますし、この部分について30～40分時間をとりたいと思いますので、ぜひお願いをいたします。どなたでも結構です。

では、青葉委員お願いします。

○青葉委員 まず里親開拓のテーマですが、さまざまな試みをしていてそれなりに効果が上がっていて、これ自体に反対するわけではないんですけれども、前提として実際の里親はどういうふうな形で決意していくかというところの情報が決め手になります。

したがって、これらのやり方を否定するわけではないのですが、ここから先は少し抽象的な意見になりますけれども、今の里親が豊かなスタイル、姿を世の中に見せることが何と云っても一番の方法だろうと思っています。今の豊かな姿を伝えるにはどうするかということで、前提に里親が豊かな生活をする。豊かと言ってもお金の意味じゃないです。いろいろな意味で明るい楽しい家庭というのをイメージするような、そういう施策が全部組み重なって初めて表に出てくるんだろうと思っています。

それを今ここで議論しても始まりませんので、それを前提に幾つか申し上げますと、大々的なPR活動、これも大事だと思います。特に東京都レベルは非常に大きな影響力がありますので、それと同時にターゲットを絞ったPRということで検討テーマの中にも入っております。

この中を見ますと、資料3-1検討事項の「○」の3つ目ですが、実際には例えば学校のPTAですね。小中学校のPTAのようなところで仲よくなって、そこでパンフレットを配ってPTA総会のときに5分でも10分でも時間をもらうとか、そういうことが非常に効果的かなというイメージでおります。

これについては大体、公が絡みますので今のところ児童相談所ですけれども、まず校長先生と児童相談所長がやりとりしてもらって、その後、我々がお願いに上がるというようなスタイルをとっていただければという思いはあります。

それから、リクルートの部分について、実は責任者がいるようでいないような、誰が責任者なのかかわからない状況です。とにかく誰に相談していいのかわからないし、学校に当たるにし

ても誰に仲介してもらおうのかわからないというような状況があります。責任者をぜひ明確にしていただければと思っております。

それからもう1つは、リクルートの面では窓口相談に来てから登録するまで丁寧な進行管理をぜひお願いできればと思っております。非常に不安な気持ちで第一歩を待っているような状況ですので、人間的な言葉かけを電話でも何でもいいから欲しいところです。そういう人間的なつながりで丁寧に引っ張っていただければありがたいと思っております。

とりあえず開拓ではそんなところで、また後ほど申し上げます。

○柏女部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、磯谷委員と宮島委員をお願いします。

○磯谷委員 開拓というところで、里親認定部会で見えていますとどういうふうな方々が養育家庭の申請をしてくるかということで統計を何か持っているわけではないんですけども、1つはお子さんがやはりいらっしやらないで、子供を育てたいんだけど、養子縁組までは決断がつかなかったり、あるいは養子縁組は年齢的な制限があって引っかかってしまったり、そういうふうなパターンの方がいらっしやると思います。1群ですね。

それから、あとは先ほど青葉委員から指摘がありましたが、元施設職員とかというのもありましたけれども、あるグループといいますか、1群では、以前やはり施設職員だったり、何かこういう子供にかかわることをやっていたり、あるいはそういう方が身近にいたりという中で、結構長い時間をかけていつかやってみたい、いつか里親をやってみたいという形で夫婦の間で醸成してきて、考えを少しずつ温めてきて申請に至るというパターンもそれなりにあるようです。そういう意味で、元公務員に絞ったわけではないのかもしれないけれども、恐らくここにピックアップされているような方々は時々その申請の中で見かける方々かなという気はしています。

それから、あとは一通り子育てが終わった御家庭で、やはり何か社会の役に立ちたいというふうな思いから申請される方々もそれなりにいらっしやいます。

それから、一時期といいますか、震災の後などはやはり人とのきずなというものをすごく再認識させられて、そういったことから申請をしたり、テレビ番組などを見てというようなものもあったように思います。

現状ではそのような方々の申請が目につくように思っていますので、1つの考えとしてはそういったところをより掘り下げるといえるものもあるのかなと思います。

一方で、どう考えればいいのか、私自身がよくわからないのは、1つは子育て中の御家庭をターゲットにしていくのか、していかないのかということがなかなか悩ましいところかと思えます。特に、お子さんの年齢がまだ結構手がかかるような状況の中で、比較的同じぐらいのお子さんを希望される方もいらっしやるわけですけども、果たしてそういったところでうまくいくのか。でも、やはりそれはケースバイケースでうまくいくこともあるので、よしとするのか。審議をしても、なかなか悩ましいところだと思えます。

先ほど青葉委員のPTAというふうにおっしゃったけれども、PTAというのは多分、多くの場合は子育て真っ最中の親御さんたちだと思うので、そういった親御さんたちをターゲットにする、あるいはそういった親御さんたちがそれをきっかけに知って行って将来的にはやってもらうというふうを考えるのか。このあたりが私自身よくわからないので、御意見をいただければと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員をお願いします。

○宮島委員 さっき申し上げたことで1つ訂正といいますか、補足があるので、それもいいですか。

○柏女部会長 どうぞ。

○宮島委員 里親委託されている子供は、障害を持っていらっしゃる方とか、被虐待がもっと多いんじゃないかということ、やはりうろ覚えなのですが、少なくとも厚労省が行った「児童養護施設入所児童等調査」の結果とは格段に違いがあるということは、思い出しましたので少し補足させていただきます。

その上で、これについて申し上げます。養育家庭体験発表会については何度かお声をかけていただいて、鈴木所長さんが前の所属のときにも参加させていただきましたが、とても貴重な機会だと思います。東京はこれを丁寧はずっとやってきている。

ただ、一般啓発が本当に登録に結びつくか。むしろ登録に結びつくのはロコミだということは私もそうだと思っていますが、ただ、一般に裾野を広げることと、実際に登録に結びつけるというのは、これはごっちゃにするのではなくて二段構えでやっていく必要があるのかなと思います。だから、コストはかかるけれども、こういった体験発表会というのは貴重だし、無理のない範囲でぜひとも続けてほしいと要望します。

そこで1つ質問なのですが、何年前か、むしろ一般の方の参加が少なくなっている、そしてリピーターとか動員が増えているという話を聞いていたのですが、逆に今は一般の方が増えている。このグラフを見ても、一旦、一般の方が減って、その後、反転して2年間増えている。これがなぜなのかということが少し気になります。はっきりしたことはわからないと思うのですが、何か所見があったら後で聞きたいと思います。

あと2点ほどですが、幾ら登録が増えても委託に結びつかないと意味がない。どんどん登録させて実際の委託は進めないでは塩漬けになってしまう。そういった登録里親さんには非常に不満がたまりやすいし、その不満が共有されて全体の雰囲気悪くする。それで、委託者と里親さんとの溝が深まるということがあるので、やはり実際に委託できる方に登録してもらおうということがぜひとも必要なのではないかと思います。

そのためには、やはりこういった人が欲しいということを具体的に示すことが大事だと思います。後の議題で里親のスキルアップとか研修も出てくるようではありますが、本当は向かないといいますが、適性が違うという人を集めて幾ら研修をしてもそれは難しいし、そういった方々にお子さんを託すことになればお子さんが不幸になるし、その方ご自身も、たとえば御夫婦の関係が悪くなるといったことが起こり、人生がおかしくなってしまうようなことにもなる。やはり適正があり、委託者として子供さんを託せる人を登録に結びつける。そのためには、こういった方が具体的に欲しいということを示すことが大事だと思います。

また、やはりターゲットを絞って啓発をする、開拓をするということが大事だと思うのですが、その中で先程磯谷先生がおっしゃったように若い層をいかに取り込むかが重要だと思います。その場合、実子の子育てをしている人を含むのか、含まないのか。あるいは、養子縁組をとりあえずは希望しているけれども、単にそれは子供が欲しいという私的な欲求ではなく、ごく自然な願いであって、子供の人権についての理解もあるし、実親についても理解があるような方ならば、まずは養子縁組のお子さんを受け入れるが、1人目を受け入れて、その養育があ

る程度順調にいくならば、次には社会的養護として実親にお返しするようなお子さんの委託に結びつく里親にもなってくれるといったイメージを持っておくこともぜひとも必要だろうと思います。

養子縁組里親と養育家庭はちゃんと区別はしなければいけないけれども、でも、入り口のところで養子縁組を希望しているから社会的養護とは少し違いますということになると、実際に受け皿になる方の実際との間にそごが生じるのではないかと思います。

あともう1点、すみません。先程の産休や共働きのことと関係すると思いますが、やはり今は共働きの方がずっと多いということが現実にあります。また、確かに愛着を結ぶとか育て直しをするということはすごく重要ですから強調されやすいのですが、それが強調される余りに里親さんと子供が小さなカプセルの中で緊張感を高めるというようなこともおこる。むしろ1人だけを愛着対象とするのではなくて複数の愛着対象を持つべきだと日本女子大学の林先生は非常に強調されておられます。そういったこともやはり考えていくことが実際に登録を広げるためには、ぜひとも必要なのではないかと考えます。

○柏女部会長 ありがとうございます。貴重な御意見をいただきました。

では、渡邊委員お願いします。こちらも、あわせて触れていただいても結構かと思います。

○渡邊委員 わかりました。宮島委員のお話で忘れないうちに、アタッチメントの課題に関してですが、アタッチメントというのは移動が可能だというのはアタッチメントの研究で完全に実証されていることなのでおっしゃるとおりだと思います。

それで、恐らく大事なのは帰属意識ですね。自分がどこに所属しているのかということや子供のための保障していくのかということが、やはり社会的養護では求められる部分だと思います。

それで、少し古いデータなのですが、それは恐らくほとんどの場合が女性だと思うのですが、日本の家庭内のパートタイマーの平均月収が大体9万円前後だと聞いています。これは少し古い情報ですので、特に東京の地域的にはもっと額は高いのかもわかりませんが、その9万円ということ考えたときに里親手当の7万2,000円というのは東京都という都市ではどういう位置づけで、新規の養育家庭を獲得する上で経済的にどういう意味を持つのか考える必要があると思います。

もう1つは、やはり子供のニーズの多様性、本当にびしっと24時間365日家庭で1対1で一人の大人の養育者といえることが必要な子供ばかりなのかどうかニーズを分析する必要があると思います。子供の多様性を考えたときに、リクルートをする上でその多様性を考えたリクルートということをリクルートする側が考えたときには、やはり多様な養育者というのが当然必要になってくるだろうと思うのです。大事なのはもちろんその多様性であるのと同時に、むしろチームワークを組めるような柔軟性があるとか、柔和さとか、寛容さとか、そういった部分に対するアセスメントというもののほうが、より求められるのではないかと考えます。

厚生労働省が定めている基準だけでいくと、そこまでは掘り下げられない。チームワークが組めないからあなたは養育里親にはなれません、登録できませんというような仕組みには現状なっていないので、登録はしたけれども、いつまでも委託がないという状況になり得るかもしれないと推測なのですが、思いました。

リクルートに関してなのですが、オックスフォード大学にリーズセンターという研究所があります。そのリーズセンターの所長のジュディ・セバ教授という方からお話をこの間、「なぜ

「養育里親になるのか」というイングランドの調査研究について伺いました。イングランドもとても里親のリクルートに苦しんでいます。民間機関でも何億円もかけてリクルートをしなければ、実際のところ今は養育者が確保できないという状況にあるので、これを日本は多く学ぶところがあると思いました。

それを参考にすると、項目が幾つかあります。まず、子供を相手に仕事をした以前の経験があることがあげられます。日本でいうところの恐らくファミリーサポートを終えられた方とか、リタイア間近とか、あるいは嘱託で認定こども園等で働いておられる方とか、そういった方々もこれに該当すると思いますし、学校の先生もそれに当たると思いますし、もちろん児童養護施設で働いた経験のある方もそれに該当すると思います。

それから、現役の養育里親を知っている。これも、項目として挙げられているそうです。これは青葉委員がおっしゃったように、日本の場合、私も養育里親をやっていた経験があるんですけども、なかなか親しい友人であればあるほど、おまえもやれよと、なかなか言えない状況に以前は、あったということは多分事実だと思います。

それが徐々に変わってきているというのは私も体感していますし、それが変わっていくということが現役の養育里親を知っている。つまり、新たな養育者を発掘する意味では非常に重要だと思いますし、ハブではなくて1人のメインとなる養育者を支えるレスパイト専用のために養育者が登録をしていく形にしていくためにも、養育里親を知っているということは1つの大きなファクターになってくると思います。

それから、自分の子供が成長して巣立ったので部屋が空いているとか、あるいは心にぽっかりと何かやりがいを求めている部分がある。そういった方々も対象に里親になった理由として挙げられています。

そして、先ほどキャンペーンの話があったんですけども、東京都全体のキャンペーンでは非常におもしろい2つの部分があって、オックスフォードの調査によると、まずは大きいキャンペーンであればあるほど、実際の登録にはつながらないというのが1つあります。

ただ、これは即効性がないというだけであって、別の効果があります。ただ、そのキャンペーンで体験発表をされている。体験発表というのは、全く里親に興味がない人にとって非常に効果があるというのが1つの成果として出ていますので、里親になろうかなるまいか悩んでいる人ではなくて、里親に対して全く情報を持っていない人にとっては養育体験発表というのは実際のところ非常に効果があるというふうにオックスフォードの調査では言われています。

それから、効果的なパブリックリレーションとして効果的だと言われているのは、地元であれば地元であるほどいいという部分が挙げられています。先ほどの反対ですね。ナショナルキャンペーンも確かに長期的には意味があるわけですけども、より早くリクルートしたい。候補者を身近に見つけたいのであれば、広報活動はできるだけ地元で根差したものが効果的だと言われています。

それで、ナショナルキャンペーンがなぜ大事なのかという部分でいきますと、長期的という表現をしましたが、これは私どもキアセットというNPO法人としての経験からお話しします。キアセットはある自治体でリクルート、アセスメント、トレーニング、その後の受託後の支援まで包括的に事業をいただいています。

今年度からの新規事業なので、今の段階はちょうどリクルートなんですね。今ここで話題になっている、そのリクルートを実践させていただいて、過去の4カ月でどういう活動をし

て、幾らかけて、どういう成果があって、どういう方々がどういうグループがどういうふうになっているのかということは一応私どもとしてはデータとしてとっています。

ただ、それをここでお話するとテーマがずれてしまうし、一民間団体のデータにすぎないので東京都で採用していただくには余りにもサンプルが小さ過ぎます。ですが、そこで1つ大事に気をつけているのはやはりイメージを大事にするという部分です。

これは民間企業でやっているマーケティングも参考にしているわけですが、購買意欲につながるには大体同じサインをやはり5回から6回見なければいけないと聞きました。新規商品を売り込むためには、やはり同じサインを少なくとも5、6回見て初めて購買意欲につながるという話を参考にしています。

そのため、私たちは内容を変えたとしても、キーアセットとしてのロゴ、メッセージ、それからチラシのデザインも全部同じでやっています。その結果、駅でポスターを見た人たちがウェブサイトを見て、そして何回か私どもの情報に触れて私たちの説明会に来たり、あるいは連絡をくれたりというケースがほとんどです。

1枚のチラシを見て連絡をくれた方というのは、私ども30件以上の問い合わせがありますが、1ケースだけです。ほとんどの場合が、何回か私どものロゴとチラシと情報に触れて初めて問い合わせをしてくれています。

それを考えたときに、恐らく東京都さんでこれまでの活動とすると、チラシにしてもフォントが毎回違うとか、デザインをする人が毎回違うとか、ロゴの強弱が違う、色遣いが違う、ということがあったかもしれません。そういった部分はもしかしたら具体的に改善ができるかもしれません。今すぐ始められることとして、これから里親のリクルートというのは、この地域ではこのロゴを使って、このデザイナーを使って、このカラーをメインカラーにして、そして誰が見てもこれは養育里親のリクルートなんだとわかるような展開を進めていくと、より効果的だと思います。

あとは、きょうは資料を提出させていただいたのですが、これは全国乳児福祉協議会さんが昨年度、1年間かけて検討会をやってくださいました。その内容としましては、リクルートも含めてなんですけれども、「チームワークによる家庭養護」、チームワークという言葉だけがどうしても先行するのですが、どうやって家庭養護というものを実際に実のあるものとして実現させていくのか。3分の1という数字は出たけれども、ではここに数字も出ていますが、東京都さんなどというのはいわゆる児童福祉司さんが人口比率で言うと非常に厳しい状況の中であります。新たな取組に対して一体誰が担い手になるのかということ考えたときに、この検討委員会でも、「では乳児院でその担い手になるということの可能性はどうなんだろう」ということがこの検討会の発信点だったわけです。

内容は細かく見ていただければわかっていると思うんですけども、簡単に説明させていただきます。10ページのところになります。里親が支援を受け入れることで、初めて今の里親支援事業と言われているもの、あるいはさまざまな意味でのサポートや支援と言われているものが、機能するわけです。

どんな支援であっても、それを里親さんが気に入らなかつたら、あるいはそれが好きじゃなかつたら、それがもう機能しないというのが今の残念ながら私たちがこの検討会で話し合った1つの思いです。それで、そこにはやはり支援者と支援を受ける側という1つの隔りがあるのです。対等ではない関係というのはチームワークの中で当然あるわけですが、チームワーク

として機能させるために、このサービス利用者、支援の利用者と支援の提供者という関係で、本当にそれで成り立つのかということを考えなければいけません。隔たりがあるのではなく1つの本当にチームとして機能する。そこで初めて事業ができる形、養育家庭というもの、養育を提供できる形にするのがいいんじゃないかというのが私たちのこの検討会で話し合われた内容です。

では、具体的にどういうことなのかといいますと、13ページにあるものとか、それから19ページにあるようなかたちがモデルになります。私が乳児院の代弁者になるのも都留先生がいるのでおかしいんですけども、乳児院さんはこれまでデータでも出ていますが、家庭復帰というひとつのゴールに対してファミリーソーシャルワークの一端を担ってこられたという自負を多分それぞれお持ちだと思うんです。それがデータとしても挙がっている。

そういったソーシャルワーク機能というものをリクルートから始めて、もちろん登録は自治体にはするんですけども、乳児院だけでなくキーアセットもできれば混ぜていただきたいのですが、そういったいろいろな団体が自分たちのリクルートしてきた養育家庭を自分たちでアセスメントして、自分たちのチームの一員としていく中で、そのソーシャルワークをより効果的に使えるんじゃないかということがここで具体的に出されているわけです。

それで、ポイントとしてはリクルートしてきた里親さん、東京都でいうと養育家庭の強み、弱みをその事業者がどこよりもきちんと理解しているという仕組みをきちんとつくっていく。それで、強み、弱みを理解しているということは、今の宮島先生の話もありましたけれども、塩漬けにならない。100%ならないとは言いません。子供のニーズありきですから。でも、子供のニーズがあったときに、それに応えられる強みをこの養育家庭さんは持っていますよ。あそこの養育家庭さんは持っていますよ。だけど、こういう弱みがあって、その弱みは私たちがチームで支えていきますよという仕組みをつくっていくことが、これから求められる質の高い家庭養護の1つの形なんじゃないか。

もちろんこれが全てではないんですけども、これに近い形はイギリスを初めとした幾つかの児童福祉先進諸国と言われている国々では、質の高い養育という意味ではいろいろな数字でいい成果を出している部分もあるので、非常におもしろい提案だなと思ってここに参考までに出させていただいたわけです。

以上でございます。ありがとうございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

議題2にもつながる貴重な御報告、御提言をいただきました。ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

では、横堀委員お願いします。

○横堀委員 それでは、何点かお伝えいたします。

まず1点は、養育家庭体験発表会に関してです。私自身も講演者で呼んでいただいた体験があるのですが、構造的な利点と課題を私なりに少しお伝えします。これは本当に多くの開催場所で見相ごとに実施してきており、すでにこのスタイルで年数を重ねておられるイベントですので、一定の実施効果とともに定着の手応えがあるだろうと思います。けれども、見相が中心になって行いながら、拠点としてはそれぞれの区市町を巻き込みながら実施をするということで、区市町村とのさらに連携の可能性を探ることは、このイベントだけではありませんが、ひとつやはり要点としてあるのかなと思って拝見しています。

そういう意味では、今までも本当に細やかに行ってきたこのような発表会や、さまざまな関連する取組をそのような社会的養護を取り囲む関係専門職とどのように連携しながら行っているかという課題がここにあるように思いましたので、1点お伝えしておきたいと思います。

連携、関係者と手を結ぶ方策といたしましては、資料3-1の検討事項の一番下のところに普及啓発の課題で元施設職員や現職の専門職に対するアプローチという点が先ほど出ていました。これも私自身が施設関係者と対話する中で感じておりますのは、まだまだ、施設職員が里親制度を知らないという課題です。肌で感じるところでは、私個人にも、施設職員向けに里親制度、あるいは家庭養護に関する研修をしてもらいたいというオーダーは大変多くきます。

そういう体験から考えますことは、これからは国の区分でいう家庭養護と施設における家庭的養護のあり方を関係者が別々に研修するのではなく、一緒に場をともしながら関係者が出会い、対話し、研修をしたり、そこに自治体の職員がいらしての動きをつくったりするなど、複合的な意味をもたせた場作りをもう少しこれからつくっていく必要があるのではないかと考えています。それが2点目です。

3点目は、どういう養育者、里親さんに育てていただきたいか、あるいは、登録して委託に向けて待機していただきたいかという課題がまさに認定から登録、委託に向けての流れの中にあると思うのです。私自身が里親認定部会で里親の認定に参加をさせていただいて思うことは、里親さんに求められる要件に明らかに反している方以外はやはり認定の方向に向けていかざるを得ないという状況が実質あることが、ひとつ、これは都ならずとも全国的な認定をめぐる状況であり課題であるように思います。

もちろん、認定に関して意見を申し述べ、気になる点はそのままスルーせず議論したり、再調査でお返ししたりしながら、児童相談所の現場でのケースワークにつながっていくよう願いながら議論している部会です。そのような流れからは、もっとこういう里親さんに子供の育ちを応援していただきたいという、先ほど渡邊さんがおっしゃったイメージですね。それを私たちがもっとつくりながらPRのときに出していくということも必要かと思いました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。ほかはいかがですか。

では、宮島委員、続いて武藤委員お願いします。

○宮島委員 3点あります。手短にするようにします。研修のこと、登録のこと、もう1つ広報のこと、それぞれ1点ずつです。

広報についてNPO法人等、あるいは民間団体等にやってもらうということが出ているのですが、このNPO法人とか民間団体の中でも、ぜひとも子育て支援のNPO法人なども含めたほうがいいのではないかと考えています。社会的養護の範囲内だけでいろいろなことを考えたとしても、どうしても狭くなります。また、子育て支援のNPO法人は東京都であればたくさんあって、地域に非常に広く深いネットワークを持っています。

先程宿泊型のファミサポをやっているところがあると紹介された清瀬市ではウイズアイとピッコロという2つの子育て支援を行うNPO法人があって、非常に強いネットワークを持っています。彼女たちに、ほとんど女性なのでそう言いますが、まず自ら自分たちのネットワークを通じて広報をしていただければ主体になる。客体じゃなくて主体となってやってもらうことが里親の広報には効果的だと思いますし、もし即登録に結びつかなくても委託になったときの里親の応援団になりますし、やはりこれからは、社会的養護と子育て支援をどんどん近づけていかないとだめだろうと思いますので、そのためにも子育て支援のNPO等も含めて担って

頂けるところを考えるべきではないかというのが1点目です。

2点目は登録のことですけれども、やはりこの方はこういう方だと、強みがあって、あるいはこういうところは少し苦手だなということを中心にわかった上で登録をするということになれば、これはすぐには難しいかもしれませんが、児童相談所ルートだけで登録ということでは、どうも先細りではないか。もう無理ではないか。知事の名において登録するという仕組みそのものは残した上で、その前の段階は、問い合わせから出会いから説明から資料づくりから、そこも含めてやはりNPO法人なり、その全てを里親支援機関等が担っていけるというような仕組みをそろそろ考えていかないとだめではないか。もちろん措置のところは児童相談所がきちんとやるべきだと思いますけれども、でもここから後だけですよという、一部のことを担わせるということになりますと、やはり連続して関わり信頼関係を結ぶということは難しい。里親さんの把握も難しい。やはり少し広げて託すことを考える必要があると思います。

最後に研修のことですけれども、やはり個々の里親さんの強み、弱みをちゃんと把握した上で、その方の強みをさらに発揮していただく。課題があればそれを乗り越えてもらうためには、個々の里親さんに対してのオーダーメイドの研修をしていかなければ、実際の委託は進まない。

そのうえ少し気になる言葉がありまして、資料の中に主たる養育者という言葉が何カ所かに出ているのですけれども、養育を担うというのが今は主たる者と従たる者があるのかどうか。確かにある時期には、奥さんがほとんど養育して、旦那さんは遠くへ出張ばかりというのはあるかもしれませんが、やはり子育てはパートナーとのハーモニーの中でやるわけですし、だれかではなく家庭そのものが子供を受け入れるということなので、この主たるということが言葉として必要な部分とそうでない部分があるのではないかと。そして、むしろそのハーモニーを見たり、関係性を見たり、そこに強みとか課題とかがあるということを中心に把握していくような研修のあり方なども必要だと思います。ですから、資料にあるように、研修の一部は、主たる養育者は必須で、従たる養育者は必須じゃないという整理がこれでいいのかどうかということの検討も必要ではないかと考えます。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 今までの発言と重なる部分が若干あるかもしれませんが、コメントさせていただきます。

1点は、国を挙げて今この里親の新規開拓をどうするかという論議を審議会等でしているところがあります。そこでも言わせていただいたんですけれども、親が子供の養育に責任を持つという部分が強過ぎて、もっと社会だとかほかの過程で育つといいますか、そういうような風土というか、そういうものをもう少し日本はいろいろなキャンペーンを通じてやっていく必要があるし、そういうメニューというんでしょうか。それがこの里親だけではなくもっと大胆にというか、広げていかなきゃいけないんじゃないかということ非常に現場にいて感じるところであります。

何をやったからといって、すぐ大きな力ということにならないかもしれないんですけれども、もっと国がそのあたりにお金を十分かけて、そういう社会で育てる思想みたいなものをもっと広げていく必要があるんじゃないかということその国全体のところでも言わせていただいているところがあります。ですので、東京段階でそれがどこまでできるかというのは非常に難し

いですが、そういう大きなキャンペーンというんでしょうか。それもやっていく必要があるんじゃないかということ、皆さんの意見も聞いて感じたところであります。

それから、2点目は里親手当にこだわるわけではないんですけども、この普及啓発についてはある程度里親をやるということに対してのインセンティブというんでしょうか。そういうものをもっと働かせてもいいんじゃないかと思っております。それは、手当を上げるということだけではなくはと思うんですけども、一律の手当の上に住宅の補助だとか、家事援助だとか、そういうことも含めて、きめ細かな支援ができるような手当の出し方だとか、そういうことも含めて上乗せということになるかもしれないんですけども、多様なニーズに応じたような補助の仕方というんでしょうか。それをもっときめ細かく考えてもいいんじゃないかと思っております。

具体的にこのところは前回も言わせていただいたのですが、里親さんたちのニーズ調査をしっかりとしながら、やはりこういうことが必要だということを盛り込んで、新たな制度の上乗せ課題というか、それをどこかで検討していかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

それからもう1点は、先ほど言ったこととはまた矛盾するんですけども、これも渡邊委員がおっしゃっていましたが、地域を重点に掲げて、ある地域では先ほど言った幾つか非常にネットワークを組んで子育て支援だとかをやっているということですが、そこを重点的にターゲットを絞って、新規開拓なども含めて、モデル的にいってはいけません。そういうことをやってみることも1つのアイデアかと思っておりますので提案をさせていただきました。

もう1点は、施設側からしますと今フレンドホーム事業というものがあるんですけども、これが実態的には里親さんの練習的なのというか、勉強というんでしょうか。短期的に一時預かりながら子供たちの支援をするということで、これがどこまで養育家庭の登録につながるのかどうかということがまだ数値的にあまり見えていないんですけども、施設側からすると今の子供たちを短期的に一時的に預かってもらうというようなフレンドホーム制度をもっと少し拡充するためにはどうしたらいいのかということ、この里親の開拓だとか、里親さんの資質向上というんでしょうか。そういうところも含めてですけども、活用できないのかと思っております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、青葉委員お願いいたします。

○青葉委員 話題が里親の資質向上の話に少し入ってきましたので、一言申し上げたいと思います。

里親がどうやって成長していくかという、なかなか机上の勉強では十分とは言えません。実際には子供を育てながらあっちにぶつかり、こっちにぶつかり、それで成長していくのだと思うんです。子供と一緒に成長していくと思っております。ですから、最初から完全な里親がいて、完全な里親がいるから預けようというふうな発想に立つと未委託ばかり増えてしまいます。里親が子供と接する場をできるだけつくっていただきたいと思っております。

それで、その場として今、武藤委員がおっしゃっていたフレンドホームが、今のところ目の前にある制度としては一番活用しやすいだろうと思うのですが、里親委託に結びつかないという制度のあやがいろいろあります。このところは子供と里親が余り肩が凝らないで接する場になり得る場ですので、ぜひこれを制度的にもう少し整備していただきたい。子供と里親が接

してうまくいけばそのまま里親委託になるので、そこら辺の制度改正をお願いできればと思っています。

それと、研修云々のところはやはり義務化が必要だろうと思っています。任意参加というところと参加率が悪いということもあり、先ほどの報告にもありましたように課題別が非常に低いということで課題別研修は中身をもっと我々は研究しなければいけないのですが、ある程度義務化が必要だろうと思います。それから、夫婦一緒にそろって研修を受けるということ、子育ては夫婦でやるんだよということが定着するには、どうしても義務化ということに配慮したほうが良いと思っています。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員をお願いします。

○宮島委員 一番大事なことを申し上げるのを忘れてしまいました。里親さんの成長ということを見ると、どうしても研修ということイメージしてしまうのですけれども、一番大事なのは振り返りではないかと考えます。青葉さんが言ってくださったように、やはり実際に養育をしながら…ということになる。そこはまさに振り返りだろうと思いますし、その振り返りは子供が行ってからだけではなくて、里親制度について問い合わせをしたところから始まるのではないかと。

なぜ自分たちは里親になろうとしたのかということ、やはりしっかりと質問する。それで、御主人は何と言って、奥さんは何と言ったのか。御家族にちゃんと聞いたのか。そのような認定登録の作業そのものが一番重要な里親さんの研修なのではないか、あるいは成長の場なのではないか。それらを通じて、児童相談所との信頼関係、今後は児童相談所だけがやるということではない方向を考えなければいけないと思うんですけれども、どこがやるにしても問い合わせをする、会ってお話をする、それを受けて家族全員の面接をする、家庭訪問をする。そこで一つ一つのことについて普及する。それが、里親さんの研修とか成長にとって一番重要なことなのではないか。そのことを改めて意識しておきたいと申し上げたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、横堀委員をお願いします。

○横堀委員 短く1点だけです。渡邊委員から本日ご提供いただきましたこの冊子の22ページのところに大変重要なことが載っていると思って拝見しました。上の②番で「ニーズに対する深い分析」という四角の中です。これは例えば里親支援機関事業の担当者の家庭訪問の際、あるいは児童相談所のワーカーさんの訪問の際にと重ねてとらえられる部分かと思います。実際どんな支援を必要としていますかとか、何か問題がありませんかと尋ねると、いろいろな答えが挙がってくる。けれども、支援が要る、要らないという表面的な回答に現れるのが本当の支援のニーズではなくて、そこを見極めて何を本当に必要としているのかを支援者側が確認しながら、本当のニーズに近づいていくのが支援だという、この観点が非常に重要だと思いました。

ですので、武藤委員がニーズキャッチのことをさっき言ってくださったのですけれども、ここを見極めながら支援を展開していくということが、まさに今後の私たちの議論の中核にあるのではないかと思った次第です。すみません、時間を頂戴しました。

○柏女部会長 まだまだ御意見もあるのではないかと思います、中間の意見は先ほど事務局とも確認をしたんですけれども、メール等で事務局に寄せていただければ、採否は別にしてこういう意見があったということで議論の参考にはさせていただけるということですので、終わっ

てからでもお気づきの点がありましたらぜひこれに応じたいと思います。

すみません。私からも言いたいのですけれども、リクルートの話ではやはり里親出前講座というのがかなり大事かと思っていて、私も大学の授業でもゼミでも必ず毎年出前講座をお願いしているのですけれども、そのときにやはり里親さんだけでやるとなかなか授業がうまく進まないというんです。それを里親支援の専門相談員とか、それから里親相談機関の方が一緒になってペアでやるととてもうまくいったりするのです、そういう意味では里親支援専門相談員、施設の相談員と、それから里親さんと一緒に行ったりするような民間のネットワークというものがとても大事かとは思っています。

それから、子育て支援員の研修が東京都でも行われると思いますけれども、その子育て支援員の研修の中に里親出前講座を入れたり、あるいは社会的養護の分野を入れていく。これは追加で入れることもできるわけですので、例えば地域保育コースなどにそれを入れたりしていくといいのかなとも思いました。

それから、資質向上の関係ではやはりオーダーメイドの研修等々ということの意見が出ていますけれども、そういう意味ではポイント制の導入ということを考えてもいいのかなと思います。認定社会福祉士などは社会福祉士の資格を取った後、何ポイント取ればいいのかとか、あるいは私は臨床心理士ですけれども、臨床心理士も5年間に研修を何ポイント取らなければいけない。その研修はいわゆる官制の、つまり東京都が用意した研修ではなくても自分の見つけてきた研修で、それが指定されていいものであれば、それを東京都が指定をしておいて、そしてそれらを受ければいいのかというようなことになるかと思えます。それが個々の里親さんのニーズに即した研修、用意されたものに参加するのではなくて、いろいろなニーズに応じて選べるような研修制度もポイント制などとして導入していくのも1つの手かと思いました。

ただ、メリット、デメリットは当然あるとは思いますが、検討の1つに入れていただければいいかと思えます。

そのほか、さまざまな御意見があるかと思えますけれども、また別途お寄せいただければと思います。一つ一つまとめることはいたしませんけれども、おおむねここにある検討事項として挙げていただいている論点については、リクルートでいえば区市町村、里親支援機関、施設との連携の話、それから2つ目、3つ目ともいろいろな御意見が出たのではないかと思います。また、養育家庭の資質向上の取組のところでも幾つか具体的な検討事項に関する提案も出ていますので、ぜひ参考にいただければと思います。

それでは、続きまして2つ目の議題、「養育家庭等への委託推進に向けた体制強化について」、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○中澤育成支援課長 それでは、私から資料4-1について御説明いたします。「グループホーム・ファミリーホームの設置促進について」という資料です。

東京では、養育家庭等と、それからファミリーホーム、グループホームを家庭的養護として推進していくこととしておりますので、ここではグループホームとファミリーホームの設置促進について簡単に御説明させていただきます。

まず「現状」ですが、「グループホームの設置状況」につきましてはそちらの表にございますとおり、ここ数年は頭打ちといえますか、新設が少ない状況になっております。それと、施設ごとにグループホームの設置状況を見ますと、右側の表にありますとおり、設置数が4カ所未満の施設が4分の3を占めているという状況が見られております。まだ設置をする余地のある

施設が一定あると思っております。

また、その下、「ファミリーホームの設置状況」ですけれども、平成27年の7月時点で16カ所ございまして、うち法人型が3カ所のみにとどまっているという状況にあります。

これまで東京都は国に先駆けてグループホームやファミリーホームを開始して、設置促進を図るために都独自の支援策を進めてきております。主な都の取組については、その下に掲げているとおりです。

ですが、先ほど御説明したとおり、なかなか新たな設置に結びつきにくくなっているという状況がありまして、設置促進のためのさらなる支援が必要ではないかと考えております。このことについて何か御意見があればいただきたいと思っております。

「検討事項」として、1点目はグループホームの開設を促進して小規模化や地域分散化を進めていきますと、さらに職員を増員するという必要も出てきますが、こういうグループホーム等の開設に伴って新たに採用する職員に対する支援方法について。

2点目として、グループホームとは本体施設から離れているということ、それからグループホーム自体は少人数で支援していかなければいけないということもありまして、職員が孤立しがちな状況等もあるかと思いますが、このような職員の孤立化を防ぐための支援方法について。

3点目は、本体施設とグループホーム等との連携強化の方法について。

それと4点目ですが、グループホーム等に適した建物を見つけるにもなかなか都内で見つけにくいという事情がございます。その辺の設置場所の確保策について、具体的にこうしたらどうかというような御意見がございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○木村家庭支援課長 それでは、資料4-2を御説明します。

前回の審議会のところで虐待対応件数が増えているということと、それに合わせて職員を増やしているという現状を御説明しました。それを実際に全国比較で見ると、児童福祉司一人当たりの人口という比較なのですけれども、東京都は最悪の状況になっている。ただし、国の配置基準は満たしているというところで、基準の中なんですけれども、この辺はもっと人を増やしていく方向で何とかできないかということを考えております。

次に、児童心理司です。児童心理司についても東京都は増やしてきており、最悪という状況ではないんですけれども、児童心理司一人当たりの人口は児童相談所設置市の中では3番目に多いというような状況になっています。こちらの心理司につきましても、心理司一人当たりの人口規模というような基準はないということになっています。ですので、各自治体の判断でつけていくということになりますが、難しいお子様もいる中で心理司の活躍の場も増えてきているというところで、ここももっと増やしていきたいと考えています。

実際、児童相談所の体制というところが資料4-4でございまして、テーマが養育家庭等への委託推進に向けた体制強化ということなのですけれども、実際に虐待対応件数が増えている中でそこへの対応を強化していくことが最優先するのかなと考えています。それを強化することで全体のケースワークのレベルアップが図られて、児童福祉の右の上のところなのですけれども、在宅指導、施設入所・養育家庭委託のケースワークが強化されるのではないかと考えてございます。ですので、まずは虐待対策班の強化を図っていき、全体の底上げを図っていくところを考えてございます。

また、児童心理司につきましても、基準はないのですけれども、虐待が増えると全ケース、アセスメントをしていかなければいけない部分がございます。そういったところの負担もありま

すので、全体の人数を増やして心理ケアやコンサルテーション、心理ケアというのは施設に行って措置児の状況の御説明とか、その後の継続状況、そういったことを実際にやっていくというところに力を注いでいけないかと考えています。

下のところの養育家庭担当児童福祉司、養育家庭専門員というものも配置しておりますが、このあたりをどう活用していくのかということも委員会の中で御議論していただければと思っております。説明は以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、この事務局の説明について御意見、御質問、あるいはもう少し幅広に先ほどの議題の2つ目である「養育家庭等への委託推進に向けた体制強化について」、これについての御意見を頂戴できればと思います。

では、青葉委員お願いいたします。

○青葉委員 委託促進の体制を整えるということは、支援が非常に豊かに整っているということが前提になると思います。

それで、実は今の支援体制を見ますと、非常にスタッフはたくさんいるんです。私の場合も、公式に8人支援してくれる人がいます。それで、見ていますとそれぞれが一生懸命やってくれるのですが、連携がとれないというか、多分コミュニケーションがとれていないんだろうと思われる節があります。ばらばらに並び立っている専門職をぜひ一本化するような何か方法がないかと思っております。実際には支援チームとしてばらばらに分立している専門家を一本化するということを、ぜひ専門部会でも知恵を出していただければと思っております。

そのときに、むしろ乳児院と、それから施設の専門相談員の先生方が今、大変もったいない状況になっておりますので、この先生方を中心に置いて支援体制がつかれないかと思っております。施設の先生方は子供の24時間部門の陰の部分も見ていまして、修羅場を見ています。陰の部分を見ている人のアドバイスというか、指導というか、そういうものは大変心に響くものがありますので、ぜひ24時間施設の協力を得て支援体制のばらばらな部分を統合できないかというのが1つの思いです。

○柏女部会長 先ほど渡邊委員がおっしゃってくださったことにもかなり強く関連しているのではないかと思います。何かありますか。

○渡邊委員 私としては、確かにたくさん支援者がいる。それで、困ったときに養育者が支援を求めるという姿勢は、私は正直なところチームワークだと思っていないです。

そうではなくて、養育者が、養育家庭が、まず子供と養育者の関係でいくと、やはり養育家庭に対して帰属意識がないと育ちの上で非常に子供にとっていい養育環境だと思えない。これは当然の話です。

それと同じとは言いませんけれども、それとかなり近い形で養育者がどこに帰属しているのか、自分はどこの養育家庭なのかということが、もちろん東京都なんですけれども、つまり私は誰にスーパーバイズを受けて、誰と一緒に養育をしているのかということ養育者がわかっていない状況、あるいは困ったときに自分にはこの人がいるということが頭に浮かばないような状況にもし養育者がいるとするならば、それは完全に孤立した状況だと思うんですね。

そういった状況をつくらないために何をしなければいけないのかということの1つの提案としてこれを出させてもらったわけなんですけれども、やはりスーパーバイズソーシャルワークですね。スーパーバイズソーシャルワーカーと養育者がきちんとチームワークを組める。私はこの

人と一緒に養育をやっているんだ。それで、私に必要なもの、私のニーズはこの人がわかっていて、私の養育上の課題はこの人は全部は持っていないけれども、必ずこの人が自分のために状況を整えてくれるんだということをわかってくれる人と連携が組めて初めていい養育ができると私は個人的には思っていますし、そちらの方向にいかなければいけないのかなと思ってお話を聞かせていただきました。

○柏女部会長 では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 3点申し上げたいと思います。

1点目は今、渡邊さんと青葉さんが言ってくださったところと重なると思うんですけども、児童相談所の里親担当の児童福祉司がどういう存在になっているかどうかということが重要だと思います。やはり委託を伸ばしている福岡市や大分県がよく例に挙げられますが、その里親担当の人が専任で、里親さんの顔が全部、頭の中に思い浮かぶ。それで、里親さんたちもその里親担当の児童福祉司のことをきちんと信頼している。そういう関係があるので、進んでいる。この子供のニーズを満たしたい、誰かいないかといったとき、その人に言えば、あの人とあの人とあの人あたりが候補になるよという形ができる。やはりこの養育家庭担当児童福祉司が、そのような存在として機能していくという方向をぜひとも成立させてほしいというのが1点目です。

あとは、委託促進のためにも支援体制としても、面会交流のことをもう一度、前回は申し上げましたが今一度申し上げます。論点整理の中で委託後の実親との交流には立ち合い、第三者が必要だということは書いてくださったのですが、プラスして、面会交流がなければ預けたくない。子供を取られてしまうと感じる、会えないのならば里親委託したくないというふうに実親の方は言うだろうということ。

全国調査の結果を見ても、里親委託しない理由はやはり実親が承諾しない。ここに逃げ込んじゃいけないとは思いますが、やはり安心して預けられる。それでも自分の子供であり続けるというような、そういった里親委託のあり方ができていかなければ委託は増えない。

でも、交流を行うとトラブルは怖い。そうだとすれば、ちゃんと面会交流を実現するための仲立ちが必要だ。それを全部児童相談所の職員ができるかといえば、どう見ても難しい。では、それを誰が担えるのかと言ったら、これは施設に配置されている里親支援ワーカーだと思う。面会交流のノウハウを持っていて、実親の方とのつき合い方を知っているわけですから、ぜひ施設の里親支援ワーカーにそういった役割を期待したらどうかと思います。

最後は、里親のことでなくてグループホームのあり方なのですが、実態がどうなっているか知らないのですがむしろ教えていただきたいのですが、やはりグループホームが一番怖いのは孤立だと思います。でも、どうしても孤立してしまう構造になる。

ここで大事なことは、6人を基本とするグループホームだけれども、6人と6人のグループホームをカップルにして、12人で1つのセットとして設置するような形にして、もしものときには助けられるというようなあり方があっていいのではないかと。現状では、そういったあり方が認められているのかどうか。

12人という養育単位は大き過ぎますので、きちんと6人の生活単位が区切られていなければいけないけれども、ちゃんと独立性を持ったグループホームが2つ横並びにあるというような形で、お互いに助け合える。緊急時には対応できる。こういったあり方はもっと意識的に進めていって良いのではないかと。そういったあり方も検討する必要があると思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 まず、施設側としてこの「グループホーム・ファミリーホームの設置促進について」ということでコメントさせていただきます。

ちょうど、私が施設長になったのが平成12年で、その後、東京都は福祉改革の地域に出していこう。家庭的養護というよりも、大きな施設で暮らすということではなくてもっと地域で暮らしたらいいんじゃないかということで、どちらかというところのグループホームの方針が出て、制度はここで話していると長くなるからあれなのですけれども、最近はそのように平成でいきますと13～14年から17～18年ぐらいまでどんどん増やしてきたという状況です。

それで、ここでは19年以降のデータになってはいますが、見るように平成23年、24年ぐらいからもう頭打ち状況ということになります。全体的にすると、社会的養護の受け皿が東京は全く足りない。里親も増やしていかなければいけないかもしれないですし、施設養護も増やしていかなければいけないという実態にあると思います。

ですので、大きな施設をつくる時代ではありませんし、ましてや大都市東京ですので、大きな土地の中でまた大きな施設ということにならないわけですから、その社会的養護の受け皿ということであれば里親養護を増やすということと同時に、施設養護はどちらかというところのグループホームの一軒家で過ごすというようなことが必然的に今やらなければいけない状況なんじゃないかと思っております。そういうことで、この間、家庭的養護という形でグループホームを増やしてくるということをやっています。

ただ、この検討事項の中に検討テーマがありますけれども、今、実態的には頭打ち状況なので、これをさらに促進するためにはここに「○」で幾つか書いてはありますが、ここらあたりの改善策を考えていかなければいけないということになります。

それで、宮島委員がおっしゃるように、グループホームであると孤立化を防ぐということであれば、何かあったときにすぐに応援体制にいくとか、施設のグループホームにも非常に多くの課題を抱えた子供たちが入っているということなので、その十分な支援をやっていかなければいけないと思っております。

今、グループホーム支援員という形で3施設に1人という形ではついてはいますが、その配置では今、現実的にはやはりやれないと思っております。そのグループホーム支援員の配置、さらには前回の審議会の検討会の中でも言わせていただいたのですけれども、小規模化されたときのグループホームを主体としてやるための、それから場合によっては労働基準法という法律を施設の労働者ですから守らなければいけないということになります。

そうすると、大体、今の配置でいいのかどうかということをもっと根本的に少し、今すぐということにはならないかもしれないですけども、国は今、配置基準の検討改正をしていますので、それに応じてこの小規模化されたところの職員の配置基準を検討しながら、その中でこのグループホーム支援員の配置のことについてもあわせて検討していく必要があるんじゃないかと思っております。

それから、施設の職員の専門性なんですけれども、やはり衣食住から、ソーシャルワークから、それからコミュニティワークを含めて、やらなければいけないことが非常に多岐にわたっています。そういう意味からすると、東京のグループホームで働く職員として、どういうこと

を身につけなければいけないのかということ、グループホーム制度委員会等々でも確立をしていますが、まだまだ十分、未確立ということになるので、そこら辺も含めて今後、東京のグループホーム等で働く職員として、どういう能力を身につけなければいけないかということ、それを明確にしながら、そこで自分がどこまで到達しているかということ、それを把握しながら、そういう職員育成のシステムみたいなものも、ある程度、他県とはまた違う意味で持っていかなければいけないんじゃないかと思っています。

あとは、里親との連携協働の問題ですけれども、グループホームで今度、法人型、施設型のファミリーホーム等々もやっていますので、非常に重なり合うところが出てくるわけですね。ですので、日常的に地域で里親の方々と、それからファミリーホームの方々と、グループホームの職員と、そこで連携した対応のあり方といいますか、それをもう少し模索していく必要があるんじゃないかと思っています。

施設には里親支援専門相談員等々がいますので、そのところの任務の1つとして、その地域で里親の人たちと連携できるようなシステムという部分をもっと課してもいいんじゃないか。そういうことが始まっているところもあるみたいなので、そういう実践を十分出しながら、本当に里親と施設が一体となって、地域の社会的養護のニーズに応じていくという将来像と言えますか、近未来像というか、それを東京でもしっかり描き出すということが必要なんじゃないかと思っています。少し長くなりました。

最後に、グループホームは昨年ですけれども、東京のグループホームの実践報告集というのを出したんですね。それで、各施設でどういう実践をしているのかということ、結構、細かく報告していますので、きょう私は手元には1冊しかなかったものですから、ぜひ委員の方々には次回でも配らせていただいて、例えば性的な取組、暴力、いじめに対する取組だとか、それから進路指導だとか、発達障害児への支援をどうしているかとか、グループホームにおける保護者の支援をどうしているかとか、あとは学力をどうつけさせているのかとか、自立支援への取組だとか、アフターケアだとか、非常にきめ細かく実践報告をしていますので、皆さんに紹介をしたいなと思いきょうは1冊しか持ってきていないのですが、次回ぜひ皆さんに配りたいと思っています。よろしくお願ひします。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。大分時間も押してまいりましたが、何かございましたらお願いいたします。

では、渡邊委員をお願いします。

○渡邊委員 この議事が「養育家庭等への委託促進に向けた体制強化について」という部分で、資料4-1が「グループホーム・ファミリーホームの設置促進について」という資料ですが、話は戻ってしまいますが、概念整理という部分が前回、冒頭に挙げたと思うのですが、その辺がきちんと整理されないと非常に難しいと思うことがあります。

「グループホーム・ファミリーホーム」、では、この「・」は分けているものなのか、あるいは同じカテゴリーとして理解しているのかという部分もよくわかりませんし、もう1つ、「設置の促進」であればどれぐらいをめどとしているのか。この2つをあわせてどれぐらいをターゲットに考えていて、何年後には一体どれぐらいのものを目指しているのかということがまずあると思うんですけれども、当然そのターゲットは東京都の社会的養護の中にいる子供たちのどれぐらいの割合が家庭的養護ですね。家庭養護ではなくて、家庭的養護を必要としているのか。それで、家庭養護を必要としている子供たちは一体どれぐらいのボリュームなのかという

ことが、やはりこの設置促進の1つのターゲットを設定する上でももちろん社会的養護は子供中心であるべきなので、子供のニーズがまずどういったものなのかという分析があると、よりこの促進のプロジェクトというか、計画というものがクリアになってくるか、具体化するか。

逆に言うと、それなしに具体化するというのは少し難しいんじゃないかと個人的には、これは養育家庭の促進についても同じですけども、思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、都留委員お願いします。

○都留委員 時間のないところで、申しわけありません。乳幼児からの委託というようところがやはり第一になってくると思っていますので、次回のところで多い話になっていくかとは思いますが、例えば今、二葉乳児院では37人いる子供のうち9人の子供が児童相談所の中で候補に挙がって、実際そのうち3組はスタートしております。

これから3人のお子さんをまた挙げようというところになっていて、それを1人の里親支援専門相談員が中心になりながら進めてはいくのですけれども、乳児院全体としてそこに協力をしながらやっていかないと、到底、数はもちろんやっていけないのですが、そうなったところでやはり委託促進に向けての児童相談所との連携の部分が、この時期になってそんなに数が出てくるというようなところが、本来であればもう少し早目、早目のところでこちらから提案した部分でうまくいけばもっとよかったと思うところが多々あるんですね。

そういったことがこれからの課題のところでも論議をされていて、前回の青葉委員のお話であるとか、乳児院の中での愛着というような部分も含めて、今もいろいろな形で交流の部分にバラエティーを持たせて取り組みながら、相手の里親さんに応じながらというようなことも増えてきているところでありますので、ぜひ次回触れていただければと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。今の都留委員の御意見に関連してなのですが、都留委員のところのように乳児院から養育家庭に委託をしていくところが、そうすると子供が減っていくわけですね。

そしてまた新たな子供が入っているいろいろな混乱するという状況になるので、施設の子供を養育家庭委託したら措置費上それが評価されるとか、そういう仕組みができていかないと養育家庭委託というのが進んでいかないんじゃないかという気がしていて、そうした仕組みについてもあわせて委託推進のためには考えなければいけないのかなと思っています。施設が頑張れば頑張るほど自分の子供たちがいなくなってしまうと、また新しい子供が入ってきて、そして施設の中で新しい混乱が生じるというようなことは好ましいことではない。

つまり、施設の子供を養育家庭委託することにインセンティブが働かない仕組みになっているので、ここはやはり考えないといけないのかなというようなことも今、都留委員のお話を伺って思いました。

大分、時間が押してきましたけれども、ずっと参加してお聞きいただいでいて、もうかなりたまっているんじゃないかと思いますが、松原委員長から何かございましたらお願いしたいと思います。

○松原委員 もういろいろな意見が出ましたので屋上屋を重ねるところがあるかもしれませんが、広域の広報が直接の影響は期待できないけれども、中長期的に好転的な影響を与えているというのはよく理解できると思います。

と同時に、東京都は他の自治体と違って2カ月に1回里親の認定をやっていて、先ほど磯谷

委員が紹介してくださったのですが、どういう層の人たち、幾つかにグルーピングできると思うんですけども、登録希望してきてくださる方は統計的にも出せると思うので、ターゲットを絞ったということであればそこを少しきちんと分析をして、そこに的を絞った広報のやり方ができるかと思っております。

そのことと委託促進等もかかわるのですが、途中で出てきましたけれども、手当が給与に近づいていくような形で新たな層になっていただく方たちがリクルートのどの程度いるのかということの分析も一方で必要かと思えますし、そのことといえば実親との協働というのを前提にして養育家庭になっていただく方のリクルートも意図的にしていく必要があるかと思えます。

それから、委託促進ということであればやはり措置そのものは行政権限ですから児相からなかなか離していけないと思うんですけども、全ての支援を児相でやるというのは無理かと思えます。

ただ、措置をめぐって施設との協働、あるいは養育家庭、広報との協働ということを考えれば、いかにも今、児相の職員の方が忙し過ぎて十分手が回らないということであれば、その児相の職員の方たちの専門性の向上もありますけれども、その前に量がまず増えなければそういうことも出てこないと思えますので、ぜひこの時期でありますから児相の職員の方の増員ということはこの専門部会でも強調ポイントとして挙げていいんじゃないかと思っております。

あとは、資質向上ということであれば、養育家庭の方たちも生活がありますので、どこまで集合研修でやるか。今はインターネットを使ってオンデマンドでやるやり方とかもいろいろありますので、やり方そのものについても一度議論をしてみてもいいのかなと思えました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

本当に、たくさんのお意見を頂戴いたしました。議題の2について、やはり家庭養護を検討するところにグループホームが出てきたのでやや戸惑いもあったということは言えるかと思えますけれども、そういう意味では、先ほど渡邊委員が言ったように家庭養護なのか、家庭的養護を検討するのか、やはり東京都としての方針の中ではかなり家庭養護と家庭的養護をしっかりと分けていくべきだ。それで、それぞれ設置目標、整理目標を決めていくべきだといったような意見がかなり出ておりますけれども、そうした視点についても都内で少し検討をしていただいて、いずれかの段階で報告書にはそれを整理したものを載せていきたいと思っておりますので、都での検討をぜひお願いしたいと思います。

次回は、この第1回、2回の議論を踏まえて、家庭的養護を推進していくための課題整理を行いたいと思えます。課題整理の中で、速やかに対応すべきものについては来年の11月の提言を待たずに、第3回の部会において都に施策の方向性を提案させていただきたいと考えております。その内容につきましては、次回の委員の皆様方の御意見をいただきながらまとめていきたいと思えますが、その素案というか、スケルトンを次回事務局から出していただく形になるかと思えますので、ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

それから、先ほども申し上げましたけれども、きょうのテーマについての追加的な御意見がございましたら、ぜひ事務局にお寄せいただければと思えます。

それでは、事務局から連絡事項がございましたらお願いをしたいと思います。

○中澤育成支援課長 それでは、資料5をごらんいただきたいと思えます。当専門部会の開催ス

ケジュールになります。

次回、第3回の部会ですが、10月16日の金曜日、17時からの開催を考えております。よろしくお願いたします。会場等につきましては、また詳細は別途御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。第5回のところを見ていただきますと、委託促進についての関係機関との連携という形になっておりましたけれども、やはりきょうの渡邊委員のこの中間報告書の提言などのように、委託のための支援のシステムそのものを変えていかなければならないという点も検討の中に踏まえなければいけないと思いましたので、既存のシステムを前提として関係機関の連携をどうするかという論点ではなく、「システムづくりについて」という論点に私の方で意見を述べさせていただいて変えさせていただきましたので、御了承いただければと思います。

それでは、以上で第2回の専門部会を終了させていただきます。今回もすみません。7分時間を過ぎてしまって、遅い時間に本当にありがとうございました。お疲れ様でした。

閉 会

午後9時08分